

第26号議案

福井県立青年の家設置条例の一部を改正する条例の  
施行期日を定める規則の制定について

別紙のとおり、福井県立青年の家設置条例の一部を改正する条例（平成  
27年福井県条例第33号）の施行期日を定める規則を制定する。

平成27年10月6日提出

教育長 森近悦治

提 案 理 由

福井県立青年の家設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定めたいので、この案を提出する。

# 福井県立青年の家設置条例の一部を改正する条例の 施行期日を定める規則の制定について

1 条例の施行期日 平成27年10月17日(土)

2 福井県立青年の家設置条例の一部を改正する条例の概要  
(条例改正は、平成27年6月16日 第1025回教育委員会で議決)

## (1) 内容

三方青年の家ポートハウス(昭和47年建築)の移転改築に伴い、施設名称の変更および使用料を改定

- ・名称改正 「ポートハウス」を「艇庫」に改める
- ・艇庫使用料の改定(別表第二)
  - 一 研修室(新設)
  - 二 トレーニングルーム(新設)
  - 三 宿泊施設(廃止)

## (2) 施行日等

教育委員会規則において公布の日から4月以内に施行

福井県立青年の家設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福井県立青年の家設置条例の一部を改正する条例（平成二十七年福井県条例第三十三号）の施行期日は、平成二十七年十月十七日とする。

# 三方青年の家艇庫

西側(湖側)外観



東側(道路側)外観

